

市内小規模事業者に独自の緊急支援金を給付する方針について (新型コロナウイルス感染症関連)

古賀市では、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大や緊急事態宣言に伴う県の休業要請等の影響で、大幅に売上の減少が生じている市内小規模事業者に対し、事業継続に向けた取り組みを支援するため、小規模事業者緊急支援金を給付する方針を決めました。

なお、事業者の皆さまが円滑に手続きできるよう、専用の問い合わせ窓口及び電話を設置準備中です。詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせしますので、お問い合わせはしばらくお待ちください。

■実施内容

名 称：古賀市小規模事業者緊急支援金

支給対象者：古賀市内に主たる事業所、店舗等を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月または4月の売上が前年同月比で50%以上減少している小規模事業者

※小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の事業者。この定義は中小企業基本法第2条第5項の規定によるもの。

対 象 数：約1000事業者

支 給 額：1事業者あたり10万円

※予算規模は1億円を予定し、財政調整基金及び今後事業見直しによる予算の組替えや国の交付金の活用も想定しています。

申 請 方 法：原則郵送で受付（必要書類等は検討中です。）

※令和2年4月24日に予定される臨時議会で補正予算が審議されます。補正予算が成立すれば、速やかに申請受付を始める予定です。

※申請方法等についての問い合わせには、後日専用電話を設ける予定です。

本事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としているため、事業内容を今後変更する場合があります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、市ホームページ等で公表いたします。

令和2年4月16日

古賀市長 田辺 一城